

# 「心の伊達市民」コミュニケーションクラブ規約

(クラブの目的)

第1条 このクラブは、伊達市を支援する「心の伊達市民」のネットワークを形成することを目的とします。

(クラブの名称)

第2条 クラブの名称は、心の伊達市民コミュニケーションクラブ（以下「クラブ」という。）とします。

(クラブが行う事業)

第3条 クラブは、次の事業を行うものとします。

- (1) 「心の伊達市民」の方への各種サポートに関すること。
- (2) 心の伊達市民税の出納に関すること。
- (3) その他「心の伊達市民」の活動に必要な事項に関すること。

(事務所の位置)

第4条 クラブの事務所は、伊達市役所内（北海道伊達市鹿島町 20-1）に置くこととします。

(組織)

第5条 クラブは、「心の伊達市民」に登録した方により組織します。

(役員)

第6条 このクラブに以下の役員を置くこととします。

代表者 1名

(経費)

第7条 クラブの活動に要する経費は、心の伊達市民税（会費）及びその他の収入をもってあてることとします。

(事務局)

第8条 クラブの運営を行うために、次の団体により事務局を組織します。

- (1) 伊達市農業協同組合
- (2) いぶり噴火湾漁業協同組合
- (3) 伊達商工会議所
- (4) 株式会社伊達観光物産公社
- (5) NPO法人だて観光協会
- (6) 伊達市

2 事務局の庶務は、伊達市企画財政部企画課で行うものとします。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。